

揖斐川町お試し住宅利用マニュアル

揖斐川町移住相談窓口（揖斐川町役場政策広報課内）

〒501-0692

岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地

TEL：0585-22-2112

FAX：0585-22-4496

E-mail：kouhou@town.ibigawa.lg.jp

「おためし住宅」利用にあたっての留意事項

◆次のことを守ってご利用ください

- ①揖斐川町お試し住宅借用申請書に記載した利用者以外の者は、居住させないでください。
- ②留守や就寝中には施錠するなど、施設の善良な管理をお願いします。
- ③鍵を紛失したときは、速やかにご連絡ください。（新たな鍵のご負担をお願いします。）
- ④火気の取り扱いに細心の注意を払うとともに、冬季は水道の凍結防止に十分注意してください。（施設内は禁煙です。）また、備え付けの備品等は適切に取り扱ってください。
- ⑤住宅周りの除草や除雪を適宜行い、適正に管理するとともに、住環境の整備にご協力ください。
- ⑥ごみは、決められた方法に従い排出してください。
 - ※1 ごみの出し方については、別紙を参照してください。
 - ※2 町指定のごみ袋は、坂内振興事務所などで購入できます。
 - ※3 入居から退去まで、ごみを貯め続けしないでください。
- ⑦お試し住宅は公共施設です。清潔な利用を心掛けてください。
- ⑧住宅の借用期間が終了したときは、直ちに住宅の鍵を町に返却してください。

「おためし住宅」利用にあたっての禁止事項

- ① 転勤など職務上の異動や観光において住宅を利用すること。
- ② 麻薬類（興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすもので、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められている、いわゆる「危険ドラッグ」等を含む。）鉄砲、刀剣類又は爆発物、発火物を有する危険な物品等を製造、保管、又は使用すること。
- ③ 大型の家具その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
- ④ 配水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- ⑤ 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、楽器等の演奏を行うこと。
- ⑥ 物品の売買、寄附の要請、その他これに類する行為
- ⑦ 事業、その他開業すること、又は興業を行うこと。
- ⑧ 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- ⑨ 文書、図書、その他の印刷物を貼り付ける又は配布すること。
- ⑩ 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為。
- ⑪ 周辺、近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ⑫ 周辺において、粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、近隣の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- ⑬ 住宅に反社会的勢力を居住させ、又は出入りさせること。
- ⑭ 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- ⑮ 住宅内外において建物を害すること及び建物の改造又は改装をすること。
- ⑯ 住宅内外において動物等（鳥類、魚類、両生類、は虫類、昆虫類を含む。）を飼育すること。また、植物類の苗を植栽又は種などをまき育てること。
- ⑰ 住宅内で喫煙すること。
- ⑱ その他住宅の借用にふさわしくない行為。

◆施設概要

【外 観】



【内 観】



1 階



2 階



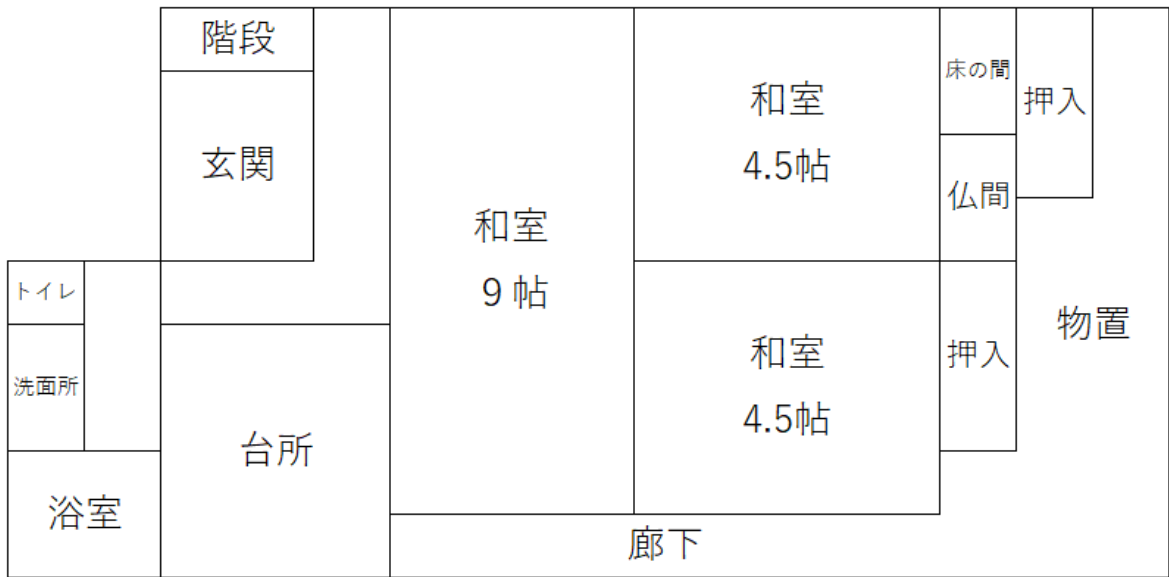
洗面所



浴室

【間取り図】

〈1 階〉



〈2 階〉



◆備え付け備品

種 別	品 名
	冷蔵庫
	全自動洗濯機
	炊飯器
	電子レンジ
	オーブントースター
	湯沸かしボット
	電気ストーブ
	I Hクッキングヒーター
	掃除機
	ルームエアコン
	こたつ
キッチン	包丁、まな板、茶碗、お椀、各種皿、箸、フォーク、スプーン、鍋、フライパン、やかん、ボール、ザル、菜箸、お玉、フライ返し、おろし器、皮むき器、水切り籠、三角コーナー
洗 濯	室内用物干し、ハンガー、洗濯籠
風 呂	風呂イス、洗面器、風呂用掃除ブラシ
洗 面	ドライヤー
ト イ レ	トイレ用掃除ブラシ、スリッパ
そ の 他	ほうき、ちりとり、雑巾、ふきん、ゴミ箱

※施設には必要最低限の備品が設置してあります。この他、必要な物品等につきましては準備（持参）してください。

◆緊急連絡先

【お試し住宅関係】 ※まずご連絡ください。

・揖斐川町役場 政策広報課 0585-22-2112

【警察】

・揖斐警察署 0585-22-0110

・揖斐警察署 坂内警察官駐在所 0585-53-2106

【救急・消防】

・揖斐郡消防組合消防本部 0585-32-0119

・揖斐郡消防組合北分署 0585-52-2506

【医療機関】

・揖斐厚生病院 0585-21-1111

【電力関係】

・中部電力大垣営業所 0120-924-517

【水道関係】

・揖斐川町役場 坂内振興事務所 0585-53-2111

◆お試し住宅位置図



◆ボイラーの利用方法

キッチン・洗面所・浴室でお湯を利用する場合は、キッチンの部屋に設置されているボイラーの電源を入れてからご利用ください。

また、お風呂の追い炊きはできませんので、湯船の温度を上げたい場合は、ボイラーの温度を高め設定して、お湯を足すようにしてください。

